（法人税法等の適用に関する経過措置）

第八条　会社が法附則第六条第一項から第三項までの規定により承継する資産及び負債について法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同条第七項の規定により評価委員が評価した価額をその承継の時における価額とみなす。

2　会社の法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額を計算する場合における法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九条第一項の規定の適用については、同項中「第一号から第七号までに掲げる金額の」とあるのは「第一号から第七号までに掲げる金額（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第六条第三項（権利義務の承継等）の規定による承継（以下この項において「特定承継」という。）の日の属する事業年度後の各事業年度にあつては、同条第三項の規定により承継した退職給付引当金勘定の金額（以下この項において「特定退職給付引当金勘定の金額」という。）を含む。）の」と、「第一号から第七号までに掲げる金額を」とあるのは「第一号から第七号までに掲げる金額（特定承継の日の属する事業年度にあつては、特定退職給付引当金勘定の金額を含む。）を」と、「同日」とあるのは「当該開始の日」とする。

3　会社が法附則第六条第一項から第三項までの規定により承継する法人税法第二条第二十三号に規定する減価償却資産の法人税法施行令第四十八条第一項に規定する償却限度額を計算する場合には、その承継については、同令第四十八条の三の規定は、適用しない。

4　会社が法附則第六条第二項の規定による承継により他の法人（その承継の直前に関西空港会社との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係（以下この項において「支配関係」という。）、同法第五十七条の二第一項に規定する特定支配関係（以下この項において「特定支配関係」という。）又は同法第六十一条の十一第一項に規定する完全支配関係（以下この項において「完全支配関係」という。）があつたものに限る。）との間に支配関係、特定支配関係又は完全支配関係を有することとなつた場合には、関西空港会社と当該他の法人との間に支配関係、特定支配関係又は完全支配関係があつた期間は、会社と当該他の法人との間に支配関係、特定支配関係又は完全支配関係があつたものとみなして、法人税法第五十七条、第五十七条の二、第六十条の三、第六十一条の十一、第六十二条の七、第八十一条の三（同法第六十条の三又は第六十二条の七の規定により同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）、第八十一条の九及び第八十一条の十の規定を適用する。

5　法附則第五条第九項の規定による出資に係る法人税法第六十二条の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	負債調整勘定の金額	負債調整勘定の金額及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第六条第三項（権利義務の承継等）の規定により承継した退職給付引当金勘定の金額
第二項	次の各号	次の各号（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律附則第六条第三項の規定による承継をした場合にあつては、第一号を除く。）

（道路運送車両法の適用に関する経過措置）

第九条　法附則第六条第一項から第三項までの規定により会社が国、関西空港会社又は独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の権利を承継する場合における当該承継に係る自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車をいう。）の取得に伴う移転登録については、道路運送車両法第百二条の規定は、適用しない。

（電気事業法等の適用に関する経過措置）

第十条　法の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の上欄に掲げる法令の規定により国が大阪国際空港に係る事務に関し同表の下欄に掲げる者に対してした届出は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法令の規定により会社が同表の下欄に掲げる者に対してした届出とみなす。

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十二条第一項	経済産業大臣
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）	都道府県公安委員会

2　施行日前に国が大阪国際空港に係る事務に関しした次の表の上欄に掲げる占用又は行為は、それぞれ、会社がした同表の下欄に掲げる占用又は行為とみなす。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十五条の規定により道路管理者とした協議に基づく占用	同法第三十二条第一項の規定により道路管理者がした許可に基づく占用
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条の規定により公園管理者とした協議に基づく占用	同法第六条第一項の規定により公園管理者がした許可に基づく占用
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十一条の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為	同法第二十四条第一項の規定により公共下水道管理者がした許可に基づく行為
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十五条の規定により河川管理者とした協議に基づく占用	同法第二十四条の規定により河川管理者がした許可に基づく占用

3　施行日前に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により普通地方公共団体の長又は委員会が国に対して大阪国際空港に係る事務に関しした許可は、同項の規定により普通地方公共団体の長又は委員会が会社に対してした許可とみなす。

4　施行日前に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項又は第六十三条第一項本文の規定により国土交通大臣が国の機関に対して大阪国際空港に係る事務に関しした承認は、それぞれ、同法第五十九条第四項又は第六十三条第一項本文の規定により都道府県知事が会社に対してした認可とみなす。

5　施行日前に道路交通法施行令第十三条第一項（第九号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第二号の規定により都道府県公安委員会が国の申請に基づき指定した自動車（大阪国際空港に係る事務に係るものに限る。）は、それぞれ、これらの規定により都道府県公安委員会が会社の申請に基づき指定した自動車とみなす。

第十一条　施行日前に次の表の上欄に掲げる法令の規定により関西空港会社が同表の下欄に掲げる者に対してした届出は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法令の規定により会社が同表の下欄に掲げる者に対してした届出とみなす。

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項	総務大臣
大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第一項	都道府県知事
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第五条第一項	都道府県知事
道路交通法施行令第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第十四条の二第一号	都道府県公安委員会

2　施行日前に次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の下欄に掲げる者が関西空港会社に対してした許可又は免許は、それぞれ、同表の上欄に掲げる法律の規定により同表の下欄に掲げる者が会社に対してした許可又は免許とみなす。

地方自治法第二百三十八条の四第七項	普通地方公共団体の長又は委員会
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項	都道府県知事
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第六項	国
航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条ただし書	海上保安庁長官
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条	総務大臣
道路法第三十二条第一項	道路管理者
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項	海岸管理者